富士市の「事前復興」の取組

資料１

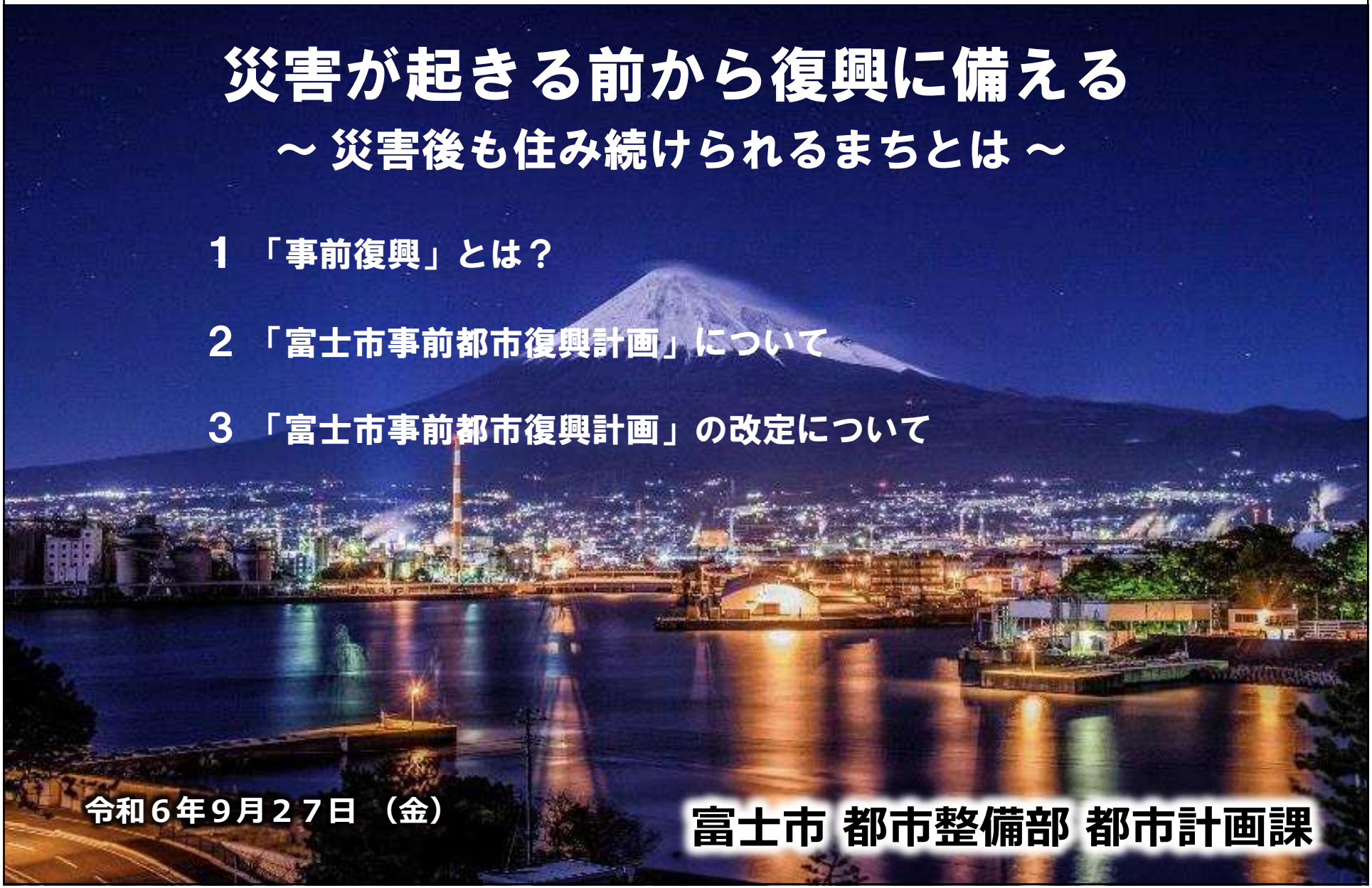

災害が起きる前から復興に備える

～ 災害後も住み続けられるまちとは ～

１ 「事前復興」とは？

２ 「富士市事前都市復興計画」について

３ 「富士市事前都市復興計画」の改定について

令和６年９月２７日 （金）

富士市 都市整備部 都市計画課

1 「事前復興」とは？

復興とは？

「震災後の生活やまちづくり」＝ 復 興

を考えたことがありますか？

▶「復旧」とは、道路や河川、上下水道等のライフラインの復旧と言われるように、被災の影響を「ゼロ」に戻していくこと。

▶「復興」とは、まちの復興、産業の復興と言われるように、被災前の状態より「プラス」の状態をつくり出していくこと。

元通りになること　再び盛んになること

復旧　と　復興

（出典）広辞苑

復興のイメージ（復興後のまちってどんなまち？）

再び同じ災害が発生した場合、同じ被害に遭わないよう、被災前よりも災害に強く、安心して生活できるまちです。

被　災 → 復興後

《 駅周辺地域の場合 》

共同建築物への建替えや街区の再編により、耐震・耐火建築物と公共施設の整備を推進します。

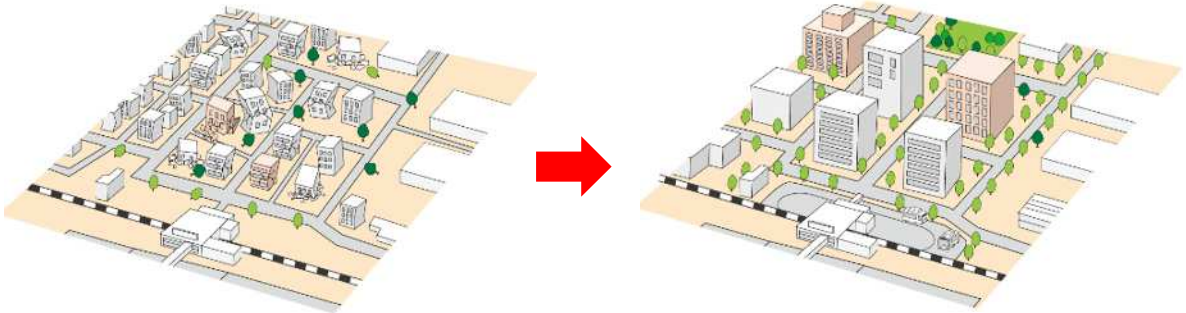

《 住宅地の場合 》

細街路等の再編や付け替えにより、土地の区画を整える公共施設の整備を推進します。

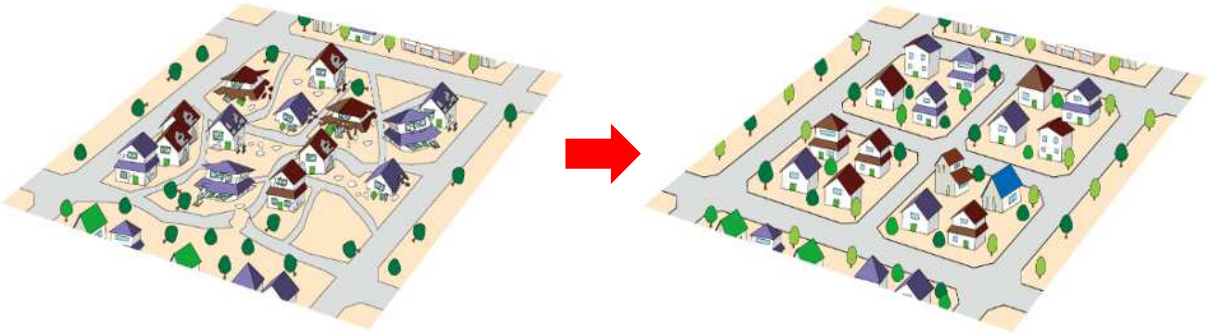

東日本大震災からの復興の様子

宮城県東松島市（住宅地の復興）

福島県新地町（市街地の復興）

岩手県大槌町（住宅地の復興）

岩手県釜石市（港湾の復興）

震災から13年が経ち、住宅地や市街地などの復興が完了した地域もありますが、被災直後は、スムーズな復興を進められませんでした…

富士市における地震被害想定（静岡県第４次地震被害想定）

想定震度分布

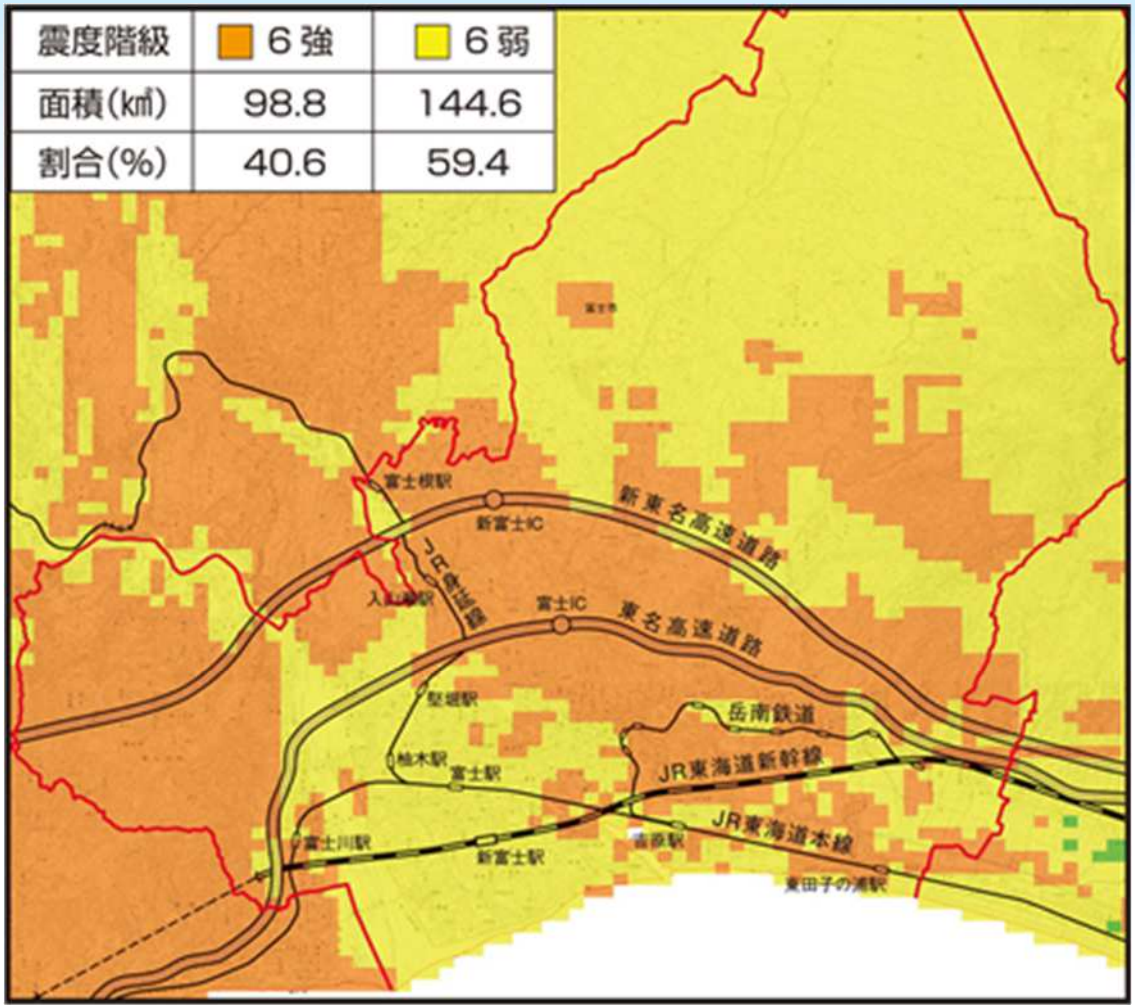

人的被害	軽 症	重 症	死 者
津　　波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2,000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合　計	2,340人	520人	140人

富士市における地震被害想定（静岡県第４次地震被害想定）

津波浸水想定区域

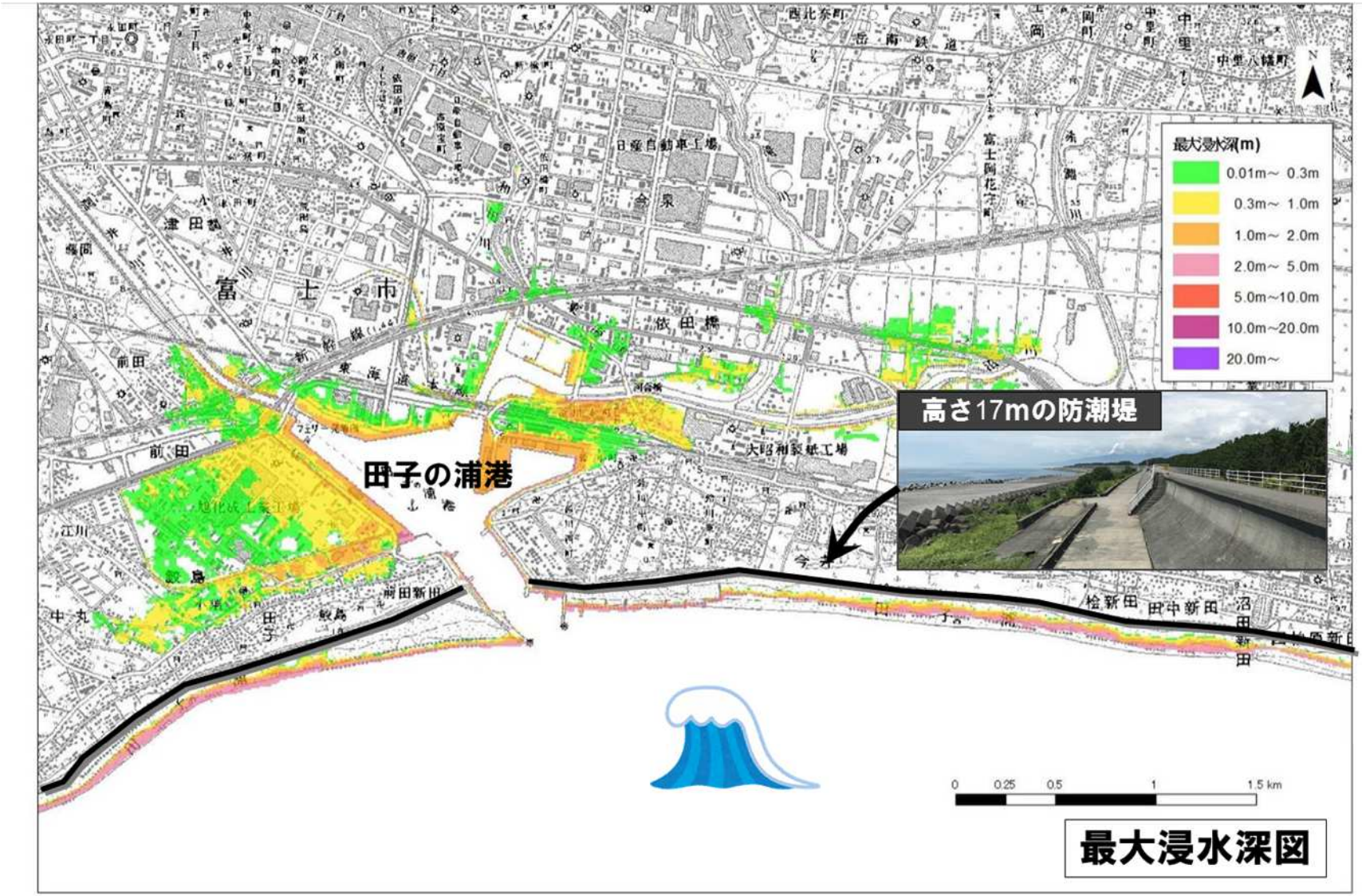

富士市における地震被害想定（静岡県第４次地震被害想定）

液状化可能性マップ

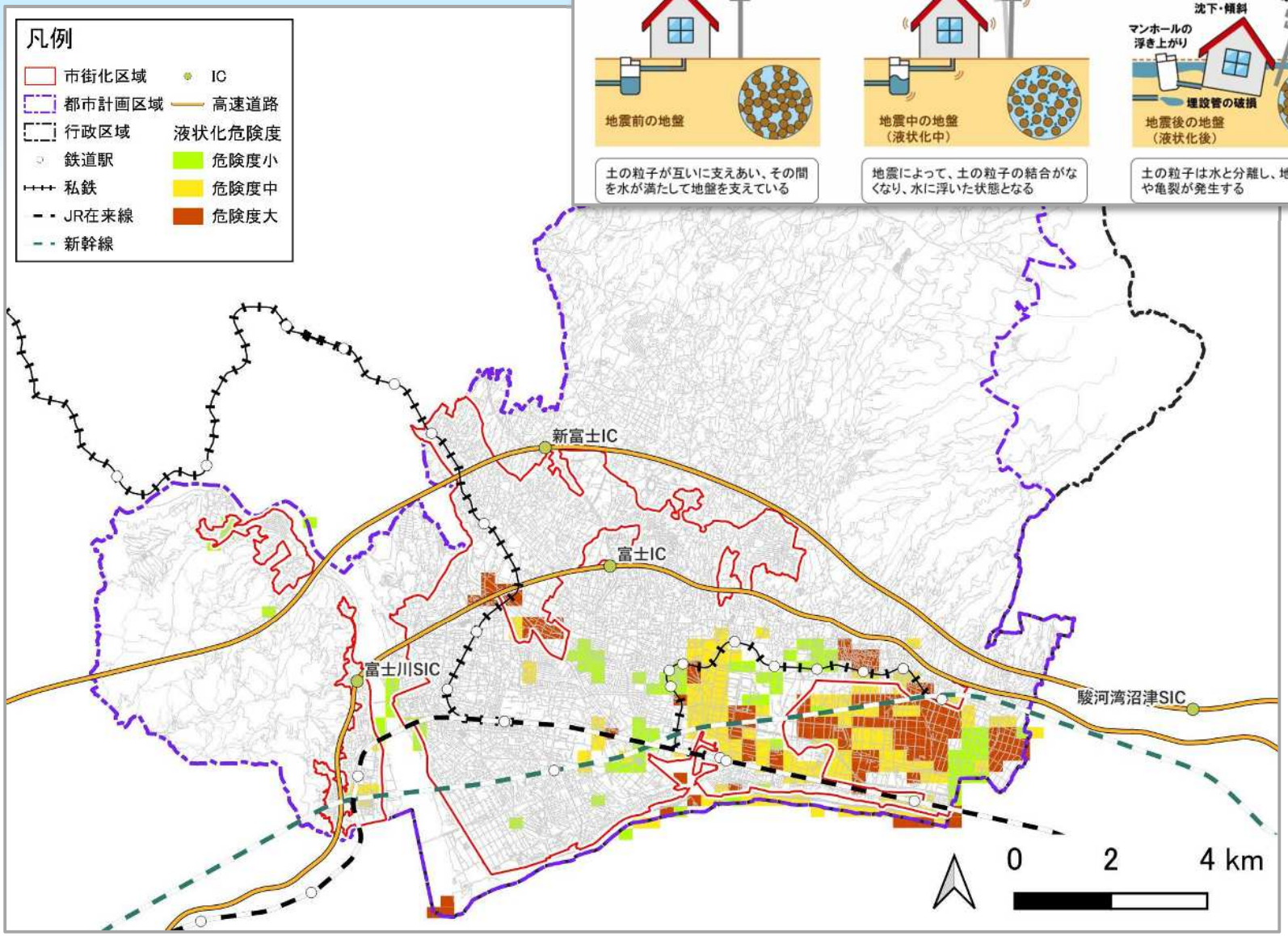

「事前復興」とは？

『災害への対策』

被災後、早期に的確な復興を実現

《事前復興》

巨大地震の発災後、迅速かつ着実に「復興」できるように、
「自分たちのまちが被災したら復興をどう進めるか」について、
発災前から考え、準備しておくこと

被害を出さない、被害を最小限にする

《防災対策》

「災害による被害が起きないようにするため」の取組み。例えば、建物の耐震化や防潮堤の建設など、主にハード面の対策

《減災対策》

被害が発生することは前提として「被害をできるだけ最小限にするため」の取組み。個人レベルで考えると、例えばハザードマップで自宅の危険度や避難場所を把握すること

両立

2 「富士市事前都市復興計画」について

富士市はどんなことに取り組んでいるの？

『富士市事前都市復興計画』を策定しました

発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進められるようにするためには・・・

事前の準備が必要です

…あらかじめ、復興の課題を想定し、
復興まちづくりの方向性や進め方を
定めておくことにしました！

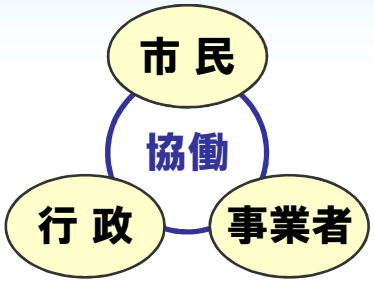

復興に向けた基本的な考え方を３者で共有しました！

富士市事前都市復興計画

復興ビジョン編
➥ 復興まちづくりの目標や基本方針を示したもの

復興プロセス編
➥ 市民等・地域・行政の「うごき」を示したもの

行動マニュアル
➥ 行政の業務内容や手順等を定めたもの

『富士市事前都市復興計画』とは？

『計画の位置付け』

発災後策定する「富士市復興計画」については、本計画を踏まえて策定し…

迅速かつ着実に復興まちづくりを推進・展開していく！

上位計画

- 富士市総合計画
- 富士市都市計画マスタープラン
- 富士市地域防災計画

即す

富士市事前都市復興計画

整合・連携

関連計画

- 富士市地域福祉計画
- 富士市津波避難行動計画
- 田子の浦港振興ビジョン　等

本計画を踏まえて策定

発災後

富士市復興計画

▼

復興まちづくりの推進・展開

『富士市事前都市復興計画』とは？

復興ビジョン編

～復興まちづくりの目標や基本方針を示したもの～

復興まちづくりの課題

・・復興まちづくりを進める上での課題を整理

市街地の復興の課題
被災状況等を踏まえた
持続可能な市街地の形成

住環境の復興の課題
安心して暮らせる
住環境整備

産業の復興の課題
産業活動の停滞からの
早期回復

復興の体制等の課題
市民・事業者・行政の
協働による復興

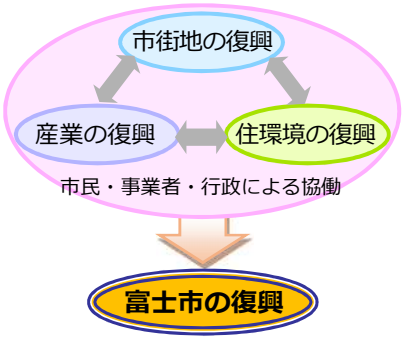

復興まちづくりの基本理念

・・復興まちづくりおいて、関係者が共有すべき根本的な考え方

基本理念　**災害発生後も住み続けたいと思えるまちづくり**

視点１：持続可能なまちづくり
視点２：市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保
視点３：市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

『富士市事前都市復興計画』とは？

復興ビジョン編

～復興まちづくりの目標や基本方針を示したもの～

復興まちづくりの目標及び基本方針

・・基本理念の実現に向けた目標及び基本方針

市街地の復興

目標　災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

方針１：災害に強い市街地整備
方針２：段階的な市街地復興
方針３：まちの骨格となる都市計画道路の整備
方針４：復興地区区分に応じた市街地整備

住環境の復興

目標　地域のつながりに配慮した住まいの確保等、良好な住環境の形成

方針１：地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備
方針２：住宅再建支援の充実
方針３：ライフラインの早期確保
方針４：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復
方針５：生活道路や公共交通の機能回復

産業の復興

目標　事業者の事業継続及び産業活動の早期再開

方針１：産業拠点機能の早期回復
方針２：工場等における事業継続の促進
方針３：商業活動の継続性の確保
方針４：農林漁業等の早期再建

復興の体制等

目標　市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築

方針１：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信
方針２：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進
方針３：復興の進め方及び役割の明確化
方針４：行政内及び行政間の連携強化

『富士市事前都市復興計画』とは？

復興ビジョン編

～復興まちづくりの目標や基本方針を示したもの～

復興地区区分について

… 行政が主体となり、被災したすべての地域の復興まちづくりを画一的に推進することは不可能であるため、主体や整備手法の異なる「３つの復興地区区分」を設定

→ エリア・拠点による評価に実際の被害状況を重ね合わせて、復興地区区分を設定。

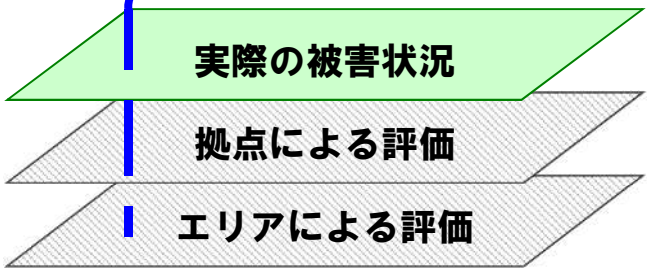

《 将来のまちの骨格図（都市計画マスタープラン）》

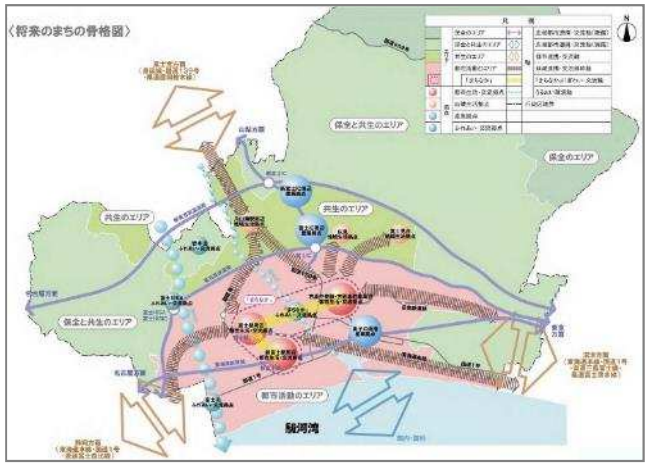

復興地区区分

評価【高】

復興重点地区

弾力的な市街地開発事業等により、市街地整備を推進する。

▼

外科手術を行い、健康な状態に回復させる。

評価【低】

復興推進地区

道路整備やまちづくりルール等により、総合的な市街地整備を推進する。

▼

入院治療により、健康な状態に回復させる。

復興促進地区

まちづくりルール等により、まちなみや住環境の改善を図る。

▼

健康指導や生活改善により、健康な状態に回復させる。

▼：「病気やケガ」に例えた場合のイメージ

『富士市事前都市復興計画』とは？

復興プロセス編

～市民等・地域・行政の「うごき」を示したもの～

■ 分野別の復興プロセス

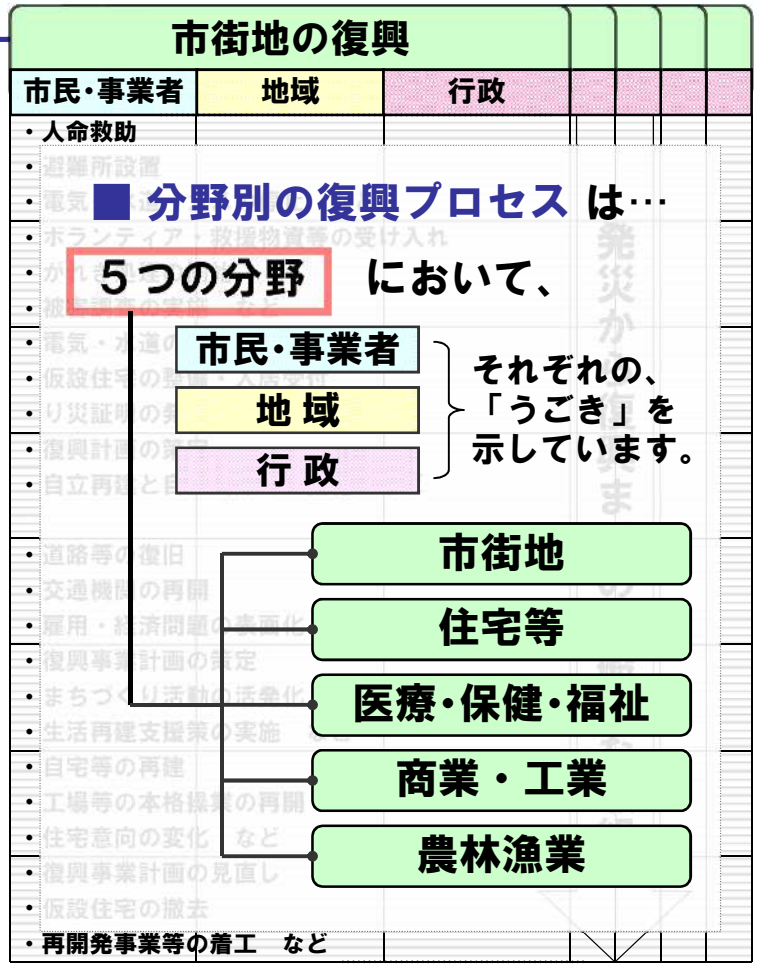

『富士市事前都市復興計画』とは？

復興プロセス編

～市民等・地域・行政の「うごき」を示したもの～

■ 分野別の復興プロセス

市街地の復興プロセス

いつ、誰が、何をするのか、
時間軸・空間軸を定めました！

時間軸

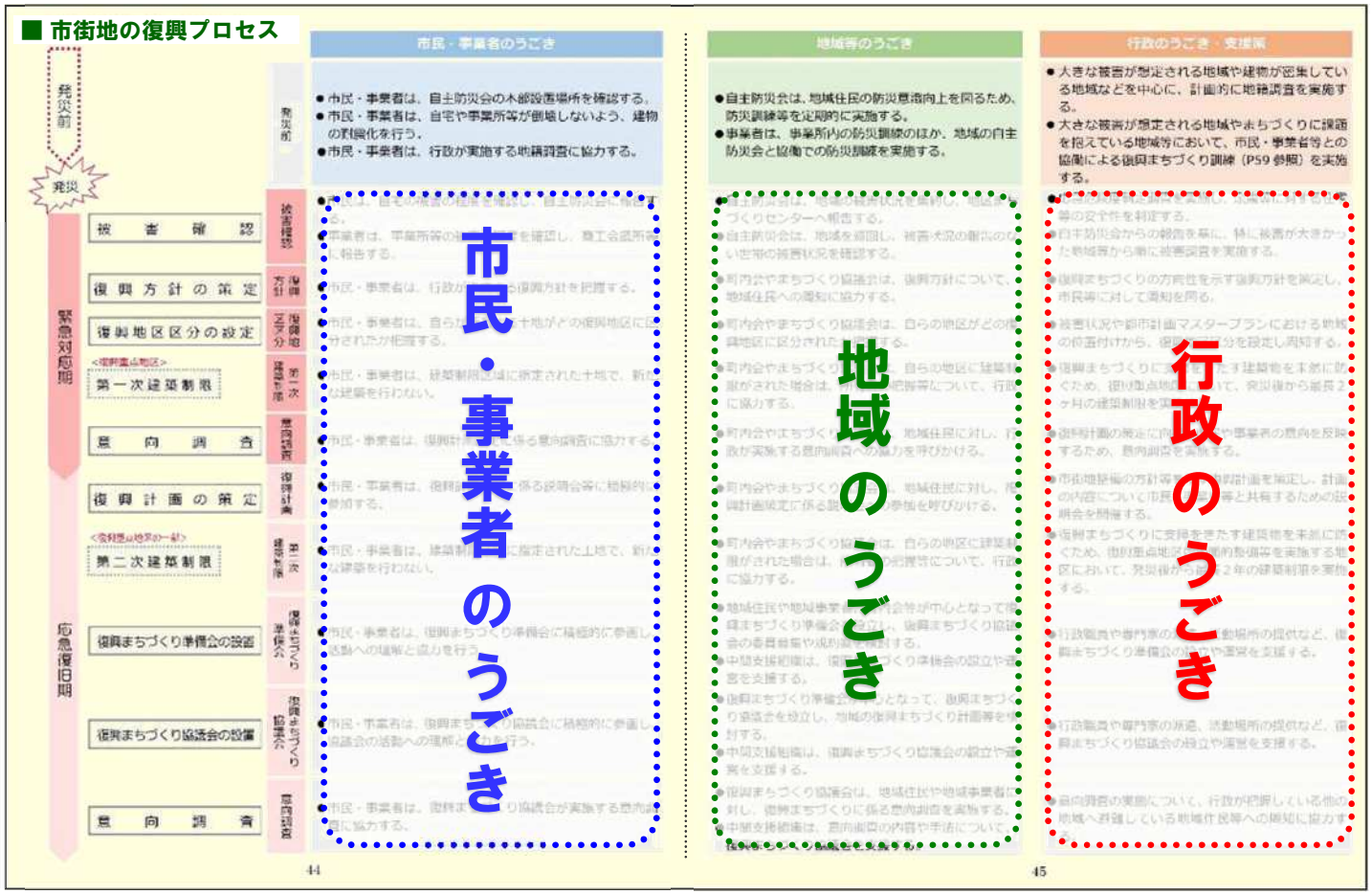

【出典】富士市事前都市復興計画
P44・P45

『富士市事前都市復興計画』とは？

復興プロセス編

～市民等・地域・行政の「うごき」を示したもの～

■ 分野別の復興プロセス

市街地の復興

3 「富士市事前都市復興計画」の改定について

3 「富士市事前都市復興計画」の改定について

改定の背景・目的

✔近年、南海トラフ地震の発生が懸念されるほか、集中豪雨やゲリラ豪雨などの激甚化・頻発化する大規模自然災害に強く、しなやかな都市づくりへの社会的要請の高まり

✔こうした中、国は「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）」や「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）」を策定・公表

✔本市では、社会・経済情勢の変化に対応した将来の都市づくりの考え方を示した「第三次富士市都市計画マスタープラン（令和6年3月）」や「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略改定版（令和6年3月）」を新たに策定

✔本計画においては、社会・経済情勢の変化や防災対策の推進、都市計画マスタープランの改定、被害想定の更新等があった場合は、適宜計画を見直すこととしており、上位・関連計画や国が示すガイドラインとの整合性やこれまで実施してきた復興まちづくり訓練の結果などを踏まえ、改めて復興のビジョンやプロセス等について明示

富士市における災害リスク

洪水浸水想定区域（想定最大）

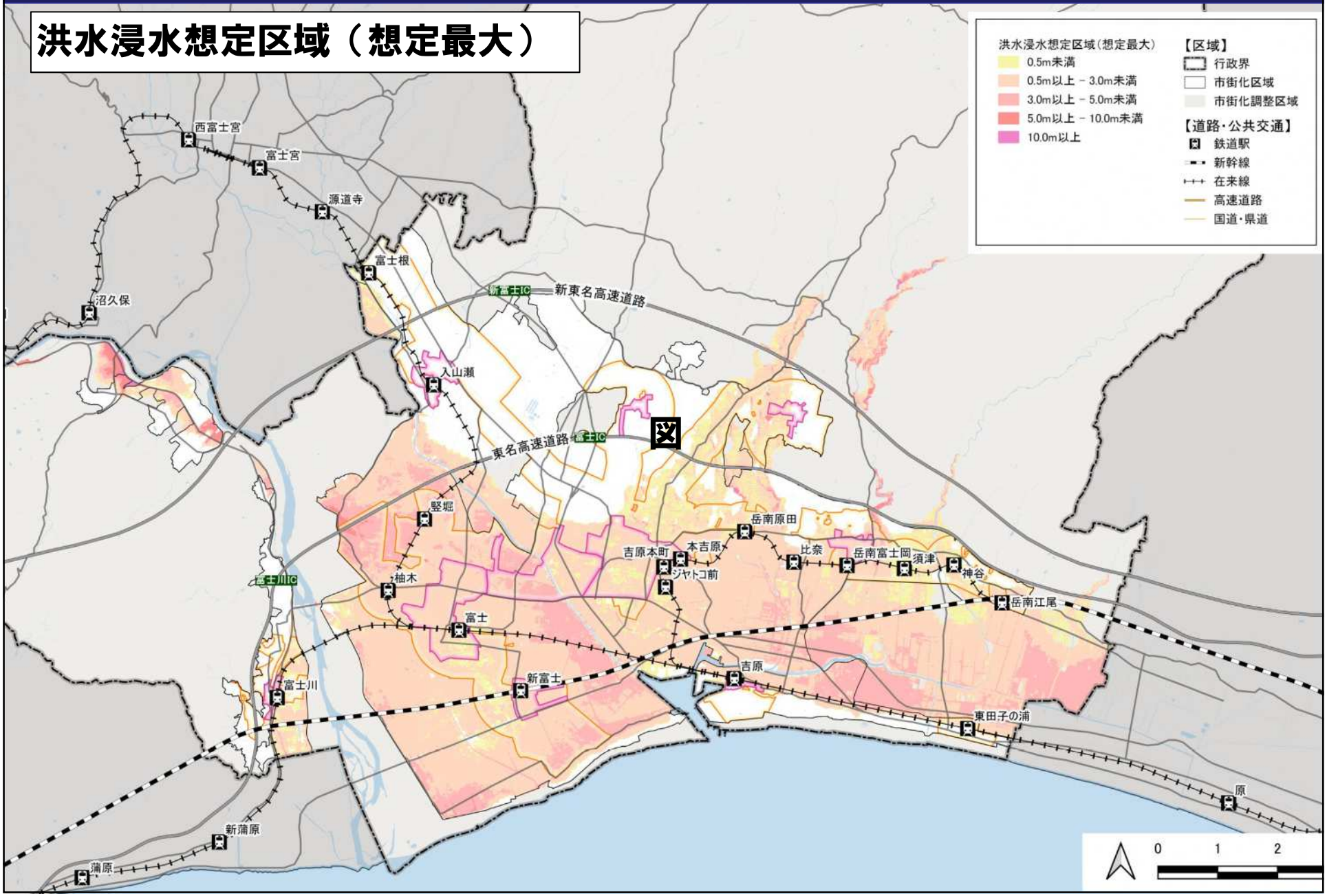

富士市における災害リスク

富士市における災害リスク

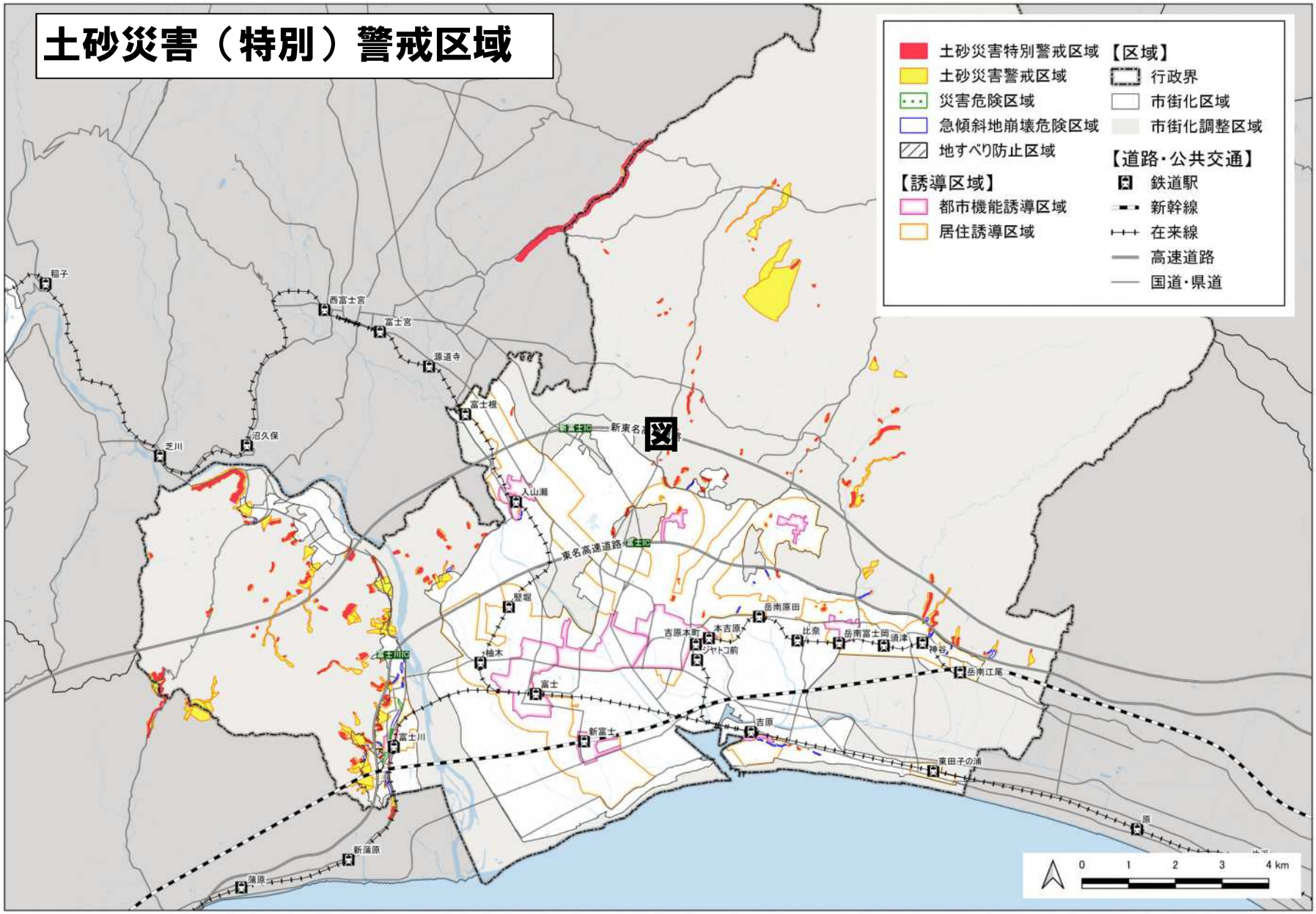

上位・関連計画の更新

第三次富士市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランとは「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画の最も基本となる計画です

〈将来都市構造図〉

復興まちづくりの考え方は都市計画マスタープランの基本理念を尊重しています

上位・関連計画の更新

富士市立地適正化計画

人口減少時代においても、持続可能な都市であり続けるためには「集約・連携型都市づくり」の推進が必要であり、誘導区域等を設定して、生活利便施設や公共施設が存続し、暮らしの質が維持されて安全安心に暮らせる都市づくりを目指します

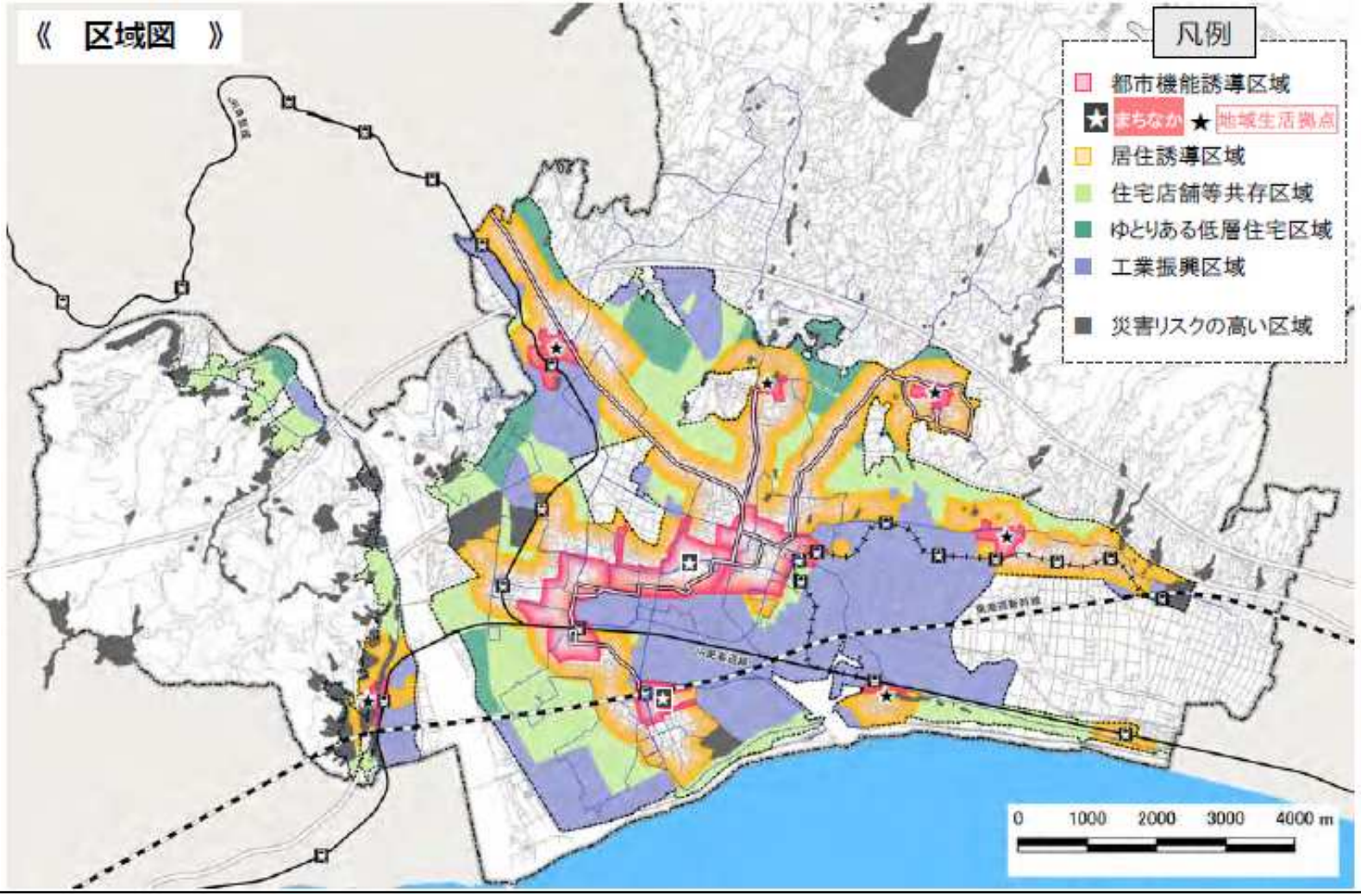

復興地区区分の評価対象として、新たに追加しています

検討体制について

≪復興体制のイメージ≫

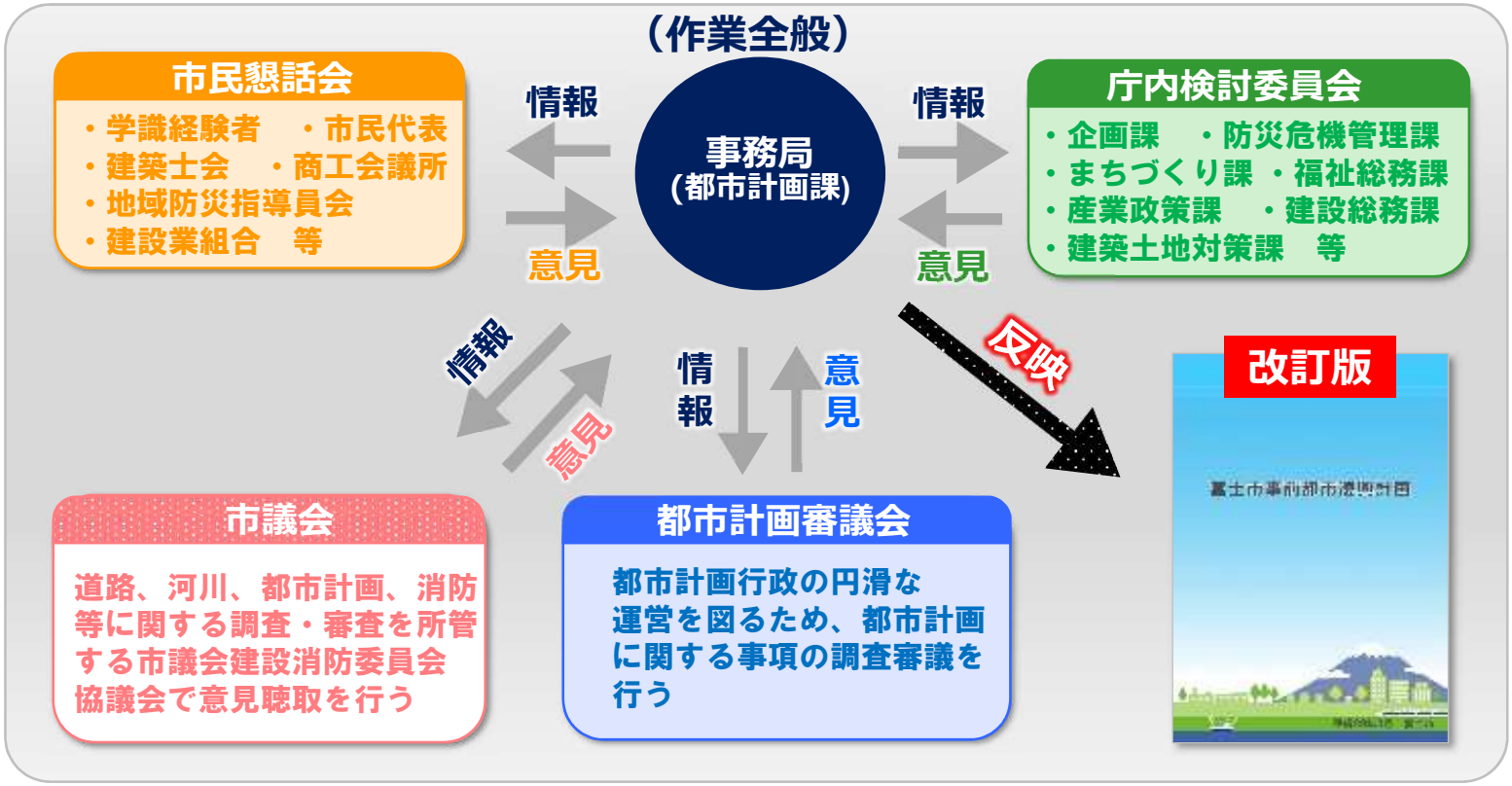

本計画は、都市計画課が事務局となり作業全般を行うとともに、本市民懇話会のほか、富士市議会や都市計画に関する事項の調査審議を行う都市計画審議会、庁内関係課で組織する庁内検討委員会等において、より幅広く意見を聴取し、適切に意見を反映させた計画となるよう検討を行います。